4. 司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務

4－1　令和7年度における業務の概況

（1）常勤弁護士

常勤弁護士とは、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条その他法令に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士である。「スタッフ弁護士」とも呼ばれている。

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護、司法過疎対策等を担い、セーフティネットとして、一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど、司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担っている。加えて、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など、法テラスが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されている。

（2）司法過疎対策業務

常勤弁護士が重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情により、これらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせるものである（総合法律支援法第30条第1項第7号）。

法テラスでは、司法過疎地域に地域事務所を設置し、そこに常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法律事務を幅広く取り扱わせている。また、司法過疎地域事務所を設置していない地域では、巡回相談等を実施している。

（3）司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方々の下に出向くなど積極的に働きかけを行い、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。

法テラスは、そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。法テラスでは、常勤弁護士が司法ソーシャルワークの担い手として、民事法律扶助を活用した出張法律相談や事件受任などを意欲的に行っている。そのほかにも、常勤弁護士が地方事務所の職員と協力し、各地域の司法アクセスに関する課題やその解消方法を検討するとともに、関係機関に対する業務説明等を実践している。

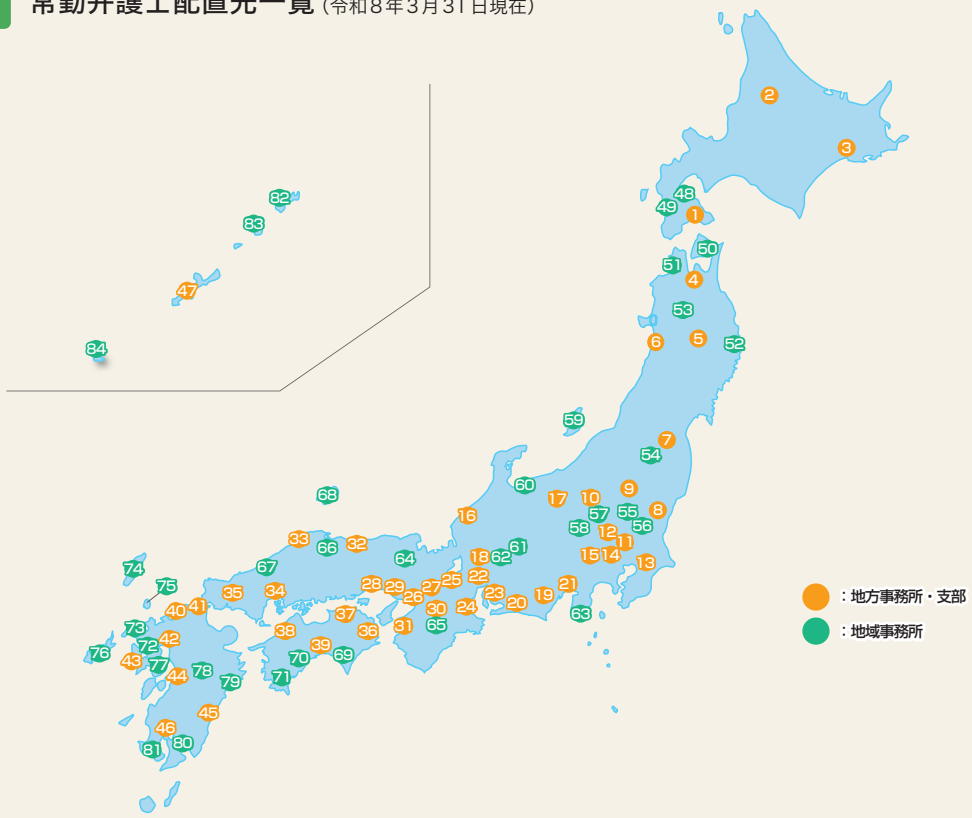
今後も、司法ソーシャルワークに関する業務等において、司法アクセス障害の解消に向け、様々な取組を行っていく予定である。

4－2　常勤弁護士の配置

常勤弁護士は、令和８年３月31日現在、合計190名となり、資料4-1のとおり、合計84か所の事務所（全国47か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）等に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-1　**常勤弁護士配置先一覧**（令和８年３月31日現在）



（人）

地方事務所（40か所）・支部（7か所）＊数字はスタッフ弁護士数					
1	函館地方事務所	2	25	滋賀地方事務所	3
2	旭川地方事務所	1	26	大阪地方事務所	3
3	釧路地方事務所	2	27	京都地方事務所	2
4	青森地方事務所	1	28	兵庫地方事務所	1
5	岩手地方事務所	1	29	兵庫地方事務所阪神支部	3
6	秋田地方事務所	2	30	奈良地方事務所	2
7	福島地方事務所	1	31	和歌山地方事務所	2
8	茨城地方事務所	2	32	鳥取地方事務所	1
9	栃木地方事務所	1	33	島根地方事務所	1
10	群馬地方事務所	2	34	広島地方事務所	3
11	埼玉地方事務所	3	35	山口地方事務所	1
12	埼玉地方事務所川越支部	2	36	徳島地方事務所	1
13	千葉地方事務所	6	37	香川地方事務所	3
14	東京地方事務所	13	38	愛媛地方事務所	2
15	東京地方事務所多摩支部	6	39	高知地方事務所	2
16	福井地方事務所	1	40	福岡地方事務所	3
17	長野地方事務所	1	41	福岡地方事務所北九州支部	2
18	岐阜地方事務所	2	42	佐賀地方事務所	1
19	静岡地方事務所	2	43	長崎地方事務所	1
20	静岡地方事務所浜松支部	2	44	熊本地方事務所	3
21	静岡地方事務所沼津支部	2	45	宮崎地方事務所	2
22	愛知地方事務所	2	46	鹿児島地方事務所	1
23	愛知地方事務所三河支部	5	47	沖縄地方事務所	4
24	三重地方事務所	2			

（人）

地域事務所（37か所）＊数字はスタッフ弁護士数					
48	八雲地域事務所	2	67	浜田地域事務所	2
49	江差地域事務所	2	68	西郷地域事務所	1
50	むつ地域事務所	2	69	安芸地域事務所	2
51	鰺ヶ沢地域事務所	1	70	須崎地域事務所	2
52	宮古地域事務所	1	71	中村地域事務所	1
53	鹿角地域事務所	1	72	佐世保地域事務所	2
54	会津若松地域事務所	1	73	平戸地域事務所	1
55	下妻地域事務所	1	74	対馬地域事務所	1
56	牛久地域事務所	2	75	壱岐地域事務所	1
57	熊谷地域事務所	3	76	五島地域事務所	1
58	秩父地域事務所	3	77	雲仙地域事務所	2
59	佐渡地域事務所	2	78	高森地域事務所	1
60	魚津地域事務所	2	79	延岡地域事務所	1
61	中津川地域事務所	1	80	鹿屋地域事務所	1
62	可児地域事務所	1	81	指宿地域事務所	1
63	下田地域事務所	2	82	奄美地域事務所	1
64	福知山地域事務所	1	83	徳之島地域事務所	1
65	南和地域事務所	2	84	宮古島地域事務所	1
66	倉吉地域事務所	1			

（人）

養成スタッフ弁護士の所属する地方事務所			
福島地方事務所	1	大阪地方事務所	2
埼玉地方事務所	1	兵庫地方事務所	1
東京地方事務所	2	香川地方事務所	1
静岡地方事務所	1		

（注）熊谷、下妻、佐世保地域事務所については、扶助・国選対応地域事務所である。

資料 4-2　常勤弁護士の配置数の推移

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
常勤弁護士配置数	183	204	205	190	190

4－3　司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士１人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している他の支部が存在しない地域において、当該地方裁判所支部管内の人口や、民事・刑事の各事件数、弁護士会・地方公共団体その他関係機関の支援体制などを考慮して、司法過疎地域事務所を設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3　**司法過疎地域事務所の設置数の推移**

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
過疎地域事務所設置数	34	34	34	34	34

いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償でも法律事務全般（総合法律支援法第30条第１項第７号に規定する法律事務）を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4－4　各地の常勤弁護士の取組

前述のとおり、常勤弁護士は、司法過疎地域を含む全国各地で、民事法律扶助、国選弁護等、司法のセーフティネットとして、一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するほか、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化などの法テラスが求められている各種施策の担い手として司法アクセス障害の解消に取り組んでいる。各地の常勤弁護士は、これらの取組をその地域の特色やニーズに合わせて、対象や手段を異にした独自の取組を行っている。

以下、各地の常勤弁護士の取組のうち、司法ソーシャルワーク活動の典型的な例を紹介する。

（1）関係機関、支援者への情報提供

地方公共団体・福祉機関等の職員が抱えるケースにおいて、多様な法律上の問題があることが少なくない。しかし、それらの職員にとっては、現在担当しているケースに法律上の問題が含まれているかを判断することは容易ではない。地方公共団体・福祉機関等の他機関の職員や支援者が、「そもそも自分の担当ケースに法律上の問題が含まれているのか聞いてみたい」「一般的にどんな法的解決の方法がありうるのか聞いてみたい」などの疑問を、気軽に弁護士に電話で聞けることで、当該職員の心理的負担の解消につながり、より多角的・総合的な支援につなげることができる。

そこで、地域によって実施状況に差はあるが、「ホットライン」などの呼び名で、常勤弁護士が電話により情報提供を行うというサービスを実施している。このホットラインをきっかけとして、後述のケース会議への弁護士参加や法律相談につながることが多い。





支援者相談ダイヤル対応時の様子（法テラス広島の常勤弁護士）

（2）ケース会議への参加

高齢・障がい・生活困窮等の問題を抱える方を対象とした支援調整会議その他のケース会議に、弁護士もチームの一員として参加するという取組である。地域によって実施状況に差はあるが、法テラスの常勤弁護士がケース会議に参加している。



生活困窮者支援調整会議
（左から3人目が法テラス岐阜の常勤弁護士）

（3）その他

常勤弁護士が、他機関に定期的に赴き、当該他機関の職員等が抱えるケースについて相談を受け、法的対応の要否等について検討を行うこと（関係機関定期訪問型情報提供）や、他機関の職員等を対象に、よく問題となるケースを素材に、そのケースのどこに法的問題が隠れているのか、法的問題を解決することがなぜ福祉の問題を解決することにつながるのかを解説する法律講座等も実施している。



社会福祉協議会の事務所で机を並べて相談する様子
（左が法テラス島根の常勤弁護士）



法律講座の様子

4－5　常勤弁護士の確保

（1）説明会等の活用

ア　情報発信

有能で志の高い弁護士を数多く採用するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象とする後記の説明会やイベントの機会に、常勤弁護士の採用案内パンフレット、ポスター等を配布している。インターネット上においても法テラスのホームページ等で情報発信をしており、令和３年度からは、常勤弁護士のドキュメンタリー動画をYouTubeの法テラス（公式）チャンネルで公開し、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用条件などに関する情報を常時発信している。



採用案内パンフレット（表紙）



ドキュメンタリー動画

イ　就職説明会の開催等

令和７年度は、司法修習終了直後の弁護士を採用するため、司法修習生等を対象とする採用情報等に関する就職説明会を会場及びオンラインで合計16回開催した。また、常勤弁護士の多様な取組と魅力について紹介するため、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象に、過去に開催した常勤弁護士による連続講演企画の録画動画を視聴できるよう、インターネット上で申込みを受け付け、希望者に限定公開した。加えて、法テラス法律事務所の見学会（合計４回）、法テラス法律事務所の見学バスツアー（合計２回）を開催した。

その他、弁護士会等が主催する就職説明会への参加（合計３回）、法科大学院等が主催する就職説明会への参加（合計３回）、日本弁護士連合会との共催による法科大学院生等を対象とした業務説明会の開催（合計２回）、高校生・大学生向けのイベントへの参加、大学・法科大学院の講義への常勤弁護士の講師派遣（合計６回）、司法試験合格者向けイベントへの参加（合計２回）、各地の法律事務所での司法修習生等の訪問受入れなど、常勤弁護士の業務内容等を周知するための活動を行った。



連続講演企画の様子



法テラス法律事務所バスツアーのチラシ
（写真提供Photock、熊谷市）

ウ　エクスターンシップ及び選択型実務修習の受入れ

常勤弁護士の業務を直接体験し、その業務への理解を深めてもらうため、全国の法科大学院からの依頼を受け、各地の法テラスの法律事務所において法科大学院生のエクスターンシップの受入れを実施している。

これに加え、司法研修所における選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの法律事務所における司法修習生の受入れも実施している。

エ　法曹経験者に向けた広報

以上とは別に、法曹として一定の実務経験を有する人材を確保するため、日本弁護士連合会が運営する求人情報サイトに常勤弁護士の募集情報を常時掲載している。併せて民間の弁護士向け求人情報サイトにも募集案内を不定期に掲載して周知を図っている。このように、転職を検討している弁護士に焦点を絞った情報発信を行うことで、経験豊富な中堅弁護士の採用に向けた効果的な周知を図るなど、幅広い層に対して積極的な広報活動を行っている。

（2）採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度によって採用した常勤弁護士については、比較的短期間で即戦力となるよう養成するため、集合研修や養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施している。

なお、常勤弁護士の採用に当たっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

4－6　常勤弁護士の活動のための環境整備

（1）実務研修

ア　本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような様々な研修を実施している。

裁判員裁判においては、一般市民から選ばれた裁判員にも分かりやすく伝える等の弁護技術が必要とされることがあるため、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修を実施している。具体的には、常勤弁護士等が実際に取り扱った裁判員裁判を素材として、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修がある。

また、法律事務所を訪れる相談者がパーソナリティに特性を有すると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視点を持ち、適切な対応ができるようになることを目的としたパーソナリティ研修を実施している。

さらに、平成28年度以降は、常勤弁護士の更なる資質の向上を図るため、法律事務所に赴任して4年目以降の常勤弁護士を対象とした業務研修も実施している。

司法修習終了直後に採用した常勤弁護士については、法テラスの法律事務所へ赴任する前に、より綿密な指導・育成が求められる。1年間を養成期間と位置づけ、その満了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事事件・刑事事件の基礎的な処理方法などに関する研修を実施している。



研修の様子



赴任前業務研修

イ　その他の研修

全国を9つのブロックに分け、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し運営する、地方の実情に応じたブロック別研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省に派遣し、外部研修を受けさせている。

資料 4-4 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1　本部主催研修

（1）養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和7年4月17日～18日	【新任業務研修】（集合形式） 日本司法支援センターの組織及び業務の解説、社会人としての基本的なビジネスマナー、法テラス業務についての講義、演習等
令和7年5月22日～23日 令和7年10月16日～17日	【定期業務研修】（集合形式） 民事演習、刑事演習、先輩常勤弁護士との座談会等
令和7年7月25日、9月19日	【刑事特別研修】（集合＋Web形式） 研修用設例を基にした刑事演習
令和8年3月5日～6日	【赴任前業務研修】（集合形式） 民事法律扶助業務について、国選弁護業務について、受託業務について、有償事件について、マネジメント講習（法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方）、スタッフ弁護士としての心構え、各種規定と手続について等

（2）赴任中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和7年10月30日～31日	【赴任２年目業務研修】（集合形式） 刑事演習、労働事件演習等
令和7年11月27日～28日	【パーソナリティ研修】（集合形式） 模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション、講義「パーソナリティ障害の難しさ」、同「本研修の学びを日々の弁護士業務に活かすには?」、同「難しい依頼者への対応　パーソナリティ障害の視点から」
令和8年1月15日～16日	【赴任４年目業務研修】（集合形式） 刑事事例研究、民事事例研究、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント等

（3）刑事裁判に関する研修

①裁判員裁判事例研究研修

実施日	講義・演習内容
令和7年8月22日	（集合＋Web形式） 不同意性交等致傷事件における、被疑事実に争いがない事件での取調べ対応（黙秘助言）、性犯罪事案での被害者供述調書に対する意見、不同意性交等致傷事件における犯情評価、量刑資料の選択と公判前整理手続における取扱いをテーマとした検討

②刑事弁護研修

実施日	講義・演習内容
令和7年12月5日	（集合＋Web形式） 取調べ対応で問われる「３つの課題」（方針決定、助言（黙秘方針の場合）、申入れ（黙秘方針の場合））についての検討
令和8年3月13日	（集合＋Web形式） 令和３年改正少年法、事実に争いがある少年事件における弁護活動についての検討

（4）その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
令和7年12月5日 令和8年1月14日	【犯罪被害者支援新制度説明】（Web形式） 犯罪被害者支援新制度の制度概要
令和8年1月27日	【講義「性犯罪加害者の心理・その支援について」】（集合＋Web形式） 性犯罪事件における加害者の心理を理解し、再犯防止を含む弁護活動のノウハウに関する講義
令和8年2月20日	【講義「判断者から見た訴訟活動」】（集合＋Web形式） 国家賠償請求訴訟に係る国側当事者の目線・思考、裁判官の目線・思考プロセス・重視する訴訟活動に関する講義
下記2参照	【ブロック別研修】（集合＋Web形式） 各ブロックにおいて講義・演習内容を策定
令和7年9月12日	【全国経験交流会】（集合＋Web形式） 全国各地に赴任している常勤弁護士による各地での活動報告、現制度の在り方や問題点、今後の課題等に関する議論等

2　ブロック別研修

各ブロック別地方事務所の構成と研修実施内容

（注）実施当時に常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

北海道・東北ブロック合同：函館・旭川・釧路・福島・岩手・秋田・青森

実施日	講義・演習内容
令和7年5月15日～16日	情報提供業務の中核である法テラスコールセンターの見学、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和7年11月6日～7日	東日本大震災津波遺構「たろう観光ホテル」、宮古市災害資料伝承館見学、東日本大震災当時法テラス宮古法律事務所に勤務していた元常勤弁護士による被災時の活動報告、常勤弁護士による事例・活動報告等

関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟

実施日	講義・演習内容
令和7年6月20日	出入国在留管理庁「東日本入国管理センター」見学、自動車運転過失致死事件のケース研究、地元司法書士との連携についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和7年12月19日	受任事件や取組についての研究発表、常勤弁護士による事例・現状報告等

関東Bブロック：東京・神奈川・千葉・静岡・長野

実施日	講義・演習内容
令和7年7月18日	「現在の精神保健の課題と展望」をテーマとして①日本や海外の精神保健の実情、伊藤時男氏の精神国賠訴訟についての講義、②大学教授、弁護士、社会福祉士、精神保健福祉士をパネリストとするパネルディスカッション
令和8年3月12日～13日	「司法過疎の特色」をテーマとして①地域社会の課題に対する弁護士の役割、②高齢者虐待対応についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等

中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山

実施日	講義・演習内容
令和7年6月5日～6日	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、過疎地域における社会福祉協議会の活動の講義、社会福祉法人岐阜県福祉事業団「ひまわりの丘」見学、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和7年11月4日～5日	社会福祉法人さくらの花の「ひだまゆ」蚕室の見学、農福連携の現在と事業立上げの経緯及び下呂市社会福祉協議会成年後見支援センターの成り立ちや活動内容の講義、常勤弁護士による事例・活動報告等

近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山

実施日	講義・演習内容
令和7年6月6日～7日	薬物依存症を有する者への支援、障がい者虐待への法的対応についての講義、障がい者による演劇の鑑賞や障がい者からの講義
令和7年12月15日	死因・受傷原因を争う弁護活動、刑事実務の諸問題についての講義、常勤弁護士による事例・活動報告等

中国ブロック：広島・山口・鳥取・島根

実施日	講義・演習内容
令和7年8月4日～5日	冤罪事件当事者及び弁護人による冤罪事件についての講義、広島豪雨災害伝承館見学及び平成26年豪雨災害に関する講話、常勤弁護士による事例・活動報告等
令和8年1月29日～30日	復興支援を通して行政と連携したプロジェクトに関する講義、常勤弁護士による司法ソーシャルワークへの取組についての報告

四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

実施日	講義・演習内容
令和7年7月25日～26日	高松刑務所及び高松出入国在留管理局見学、ジェンダー法学についての講義、常勤弁護士による活動・現状報告等
令和8年2月19日～20日	徳島法務少年支援センター（徳島少年鑑別所）見学、常勤弁護士による活動・現状報告等

九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄

実施日	講義・演習内容
令和7年7月17日～18日	熊本地震時及び熊本豪雨時に法テラス熊本法律事務所に赴任していた常勤弁護士による被災時の活動報告、常勤弁護士の事例・活動報告等
令和8年1月29日～30日	抱樸館北九州（ホームレス支援・生活困窮者支援を行う認定NPO法人）見学及び依存症患者との関わり方についての講義、常勤弁護士による活動・現状報告等

（2）裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

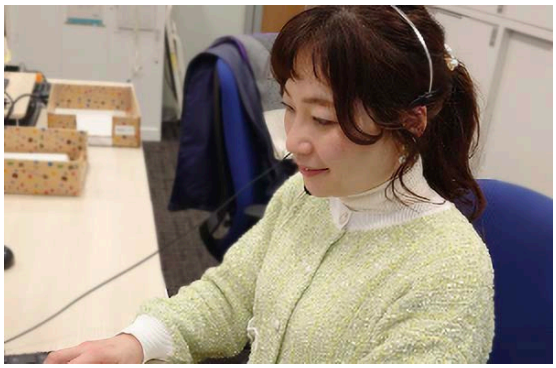
裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の経験豊富な弁護士が研究員を務め、常勤弁護士が取り扱う主に裁判員裁判について個別具体的な指導・助言を日常的に行うことにより、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・裁判員裁判以外の刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行っている。担当するのは、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、元常勤弁護士、ソーシャルワーカーとしての経験を有する社会福祉士等の専門員である。そのほか、若手の常勤弁護士に対するフォローアップを実施するなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室が、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。



支援員（元常勤弁護士）



支援員（社会福祉士・精神保健福祉士）